

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので公告する。

令和3年9月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

入札に付する工事の概要

工事年度・工事番号	令和3年度から令和4年度 防 第1号	
工事名	和歌山県総合防災情報システム(衛星系設備)再整備工事	
工事場所	和歌山県内一円及び大阪府和泉市 地内	
工事概要	衛星通信設備更新 1式 監視制御設備更新 1式 施工箇所76箇所	
工期	令和5年2月28日まで	
予定価格	事後公表	
予定価格(税抜き)	事後公表	
調査基準価格	設定有り・事後公表	
施工形態	単体企業	
支払条件	前払金	有
	中間前払金	有
	部分払	有
契約の保証	要	
議会の議決	要	
各会計年度における請負代金の支払限度額	令和3年度	請負代金の約50%の金額
	令和4年度	請負代金の約50%の金額
本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。		

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。
和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。
談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
本件工事に係る設計業務等の受託者又は受注者でないこと。
以下に定める届出をしていない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 (ア) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合 ① 子会社等と親会社等の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 (イ) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。 ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合 ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合 ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合	
対象業種	和歌山県の発注する建設工事の右の業種の入札参加資格を有する者であること。 電気通信工事業
和歌山県内に主たる営業所を有する者にあつては、格付け基準に規定する入札参加資格認定通知書において、対象業種欄に示した業種の入札参加可能ランクがWランクであること。 その他の者にあつては、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第4条第2項に規定する対象業種欄に示した業種の総合点数が1300点以上であること。	
建設業法に基づき、対象業種欄に示した業種の特定制建設業の許可を受けている者であること。	
電気通信工事の監理技術者を専任で配置できる者であること。	
電波法(昭和25年法律第131号)に基づく、第1級又は第2級陸上無線技術士若しくは第1級総合無線通信士の無線従事者資格を持つ者を担当技術者として配置できること。	
平成18年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引き渡し完了した国、地方公共団体又は施工実績認定基準(平成21年1月22日施行)のウ)若しくはエ)に定める法人発注による、衛星通信システム(地球局1局以上かつVSAT20局以上で構成するものに限る。)の整備を含む電気通信工事の施工実績を有すること。	

入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術資料の提出等、当該審査に係る事前の手続は要しない。	
技術資料作成要領は、和歌山県防災企画課ホームページに掲載する。なお、同様のものを入札参加希望者に無料で次により交付する。 ・交付期間 令和3年9月30日(木) から 令和3年10月22日(金) まで(休日を含まない。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く) ・交付場所 和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館3階 防災企画課 電話番号 073-441-2284(直通)	
設計図書等は、和歌山県防災企画課ホームページに掲載する。なお、同様のものを次により入札参加希望者の閲覧に供する。 ・閲覧期間 技術資料作成要領の交付期間に同じ。 ・閲覧場所 技術資料作成要領の交付場所に同じ。	
設計図書等に対する質問及び回答	
受付期間	令和3年10月11日(月)から令和3年10月13日(水)までの3日間
受付方法	質問書(別記第1号様式)により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
受付場所	和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館3階 防災企画課 電話番号 073-441-2284(直通) ファクシミリ番号 073-422-7652 e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp
回答予定日	令和3年10月20日(水)
回答の閲覧方法	和歌山県防災企画課ホームページに掲載するとともに、上記受付場所で閲覧に供する。
現場説明会は、行わない。	

入札等

入札参加者は、入札書(別記第2号様式)により入札するものとする。

開札予定日時及び場所	開札日時	令和3年10月25日(月)午前11時30分から
	開札場所	和歌山市湊通丁北1丁目2番1 和歌山県庁南別館3階 防災研修室(205号室)

入札書等の提出について

入札参加者は、入札書、工事費内訳書(別記第3号様式)、および技術提案のうち提案様式1~2(以下これらを「入札書等」という。)を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載の上、「開札予定日時及び場所」に示した場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

入札書等の提出期限は、「開札予定日時及び場所」に示した開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間(以下「提出期間」という。)とする。

入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。

提案様式は該当しない場合でも、該当無き旨を記載の上、全て提出すること。

提案様式1~2を除く技術提案資料及び入札参加資格を確認するための資料は、開札後に提出を求めるものとする。

<封筒の記載例>

工事年度・工事番号 令和3年度から令和4年度 防第1号
 工事名 和歌山県総合防災情報システム(衛星系設備)再整備工事
 工事場所 和歌山県内一円及び大阪府和泉市 地内
 商号又は名称

建設業許可番号
 担当者の所属及び氏名 ○○○○
 担当者連絡先 電話番号 ○○○-○○○-○○○○
 ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○

持参以外の方法により提出された入札書等及び提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 同一の入札について、2以上の入札をした者
- (2) 金額の記入がない入札書による入札をした者
- (3) 金額を訂正した入札書による入札をした者
- (4) 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札をした者
- (5) 建設業許可番号が記載されていない入札書による入札をした者
- (6) 工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札をした者
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札をした者
- (8) 工事費内訳書を提出しない者
- (9) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (10) 入札公告の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に記載する要件を満たさない者
- (11) 指定された期限までに低入札要領に基づく関係様式を提出しなかった者
- (12) 低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を全く提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者
- (13) 指定された期限までに技術資料及び入札公告において特に提出を指示する書類(以下「技術資料等」という。)を提出しなかった者
- (14) 虚偽の技術資料を提出した者
- (15) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- (16) 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱(平成20年6月1日制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。)による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
- (17) 技術提案において、入札に係る情報(過去の入札に係る情報も含む。)を、他の入札参加者から入手していると認められる者
- (18) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者

開札日において、前項(1)から(10)までの各号に該当しない入札書を提出した者が2人以上ないときは、この入札を不成立とする。

開札等に関する事項	
開札状況の公表予定日	令和3年10月26日
落札予定日	令和3年11月22日
入札結果の公表	落札決定の翌日(休日の場合は、翌日以降で最も近い休日でない日)
公表方法	入札結果の公表は、和歌山県防災企画課ホームページに掲載するとともに、防災企画課において閲覧により公表するものとする。

低入札価格調査に関する事項	
開札後、低入札調査基準価格を下回っている者には、低入札要領に基づく関係様式の提出を求めるものとする。	

審査に関する事項	
入札参加資格要件の審査は、技術提案作成要領に従って提出された技術提案等により行う。	
一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。	

総合評価に関する事項	
落札者の決定方法	
<p>入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、本公告の「総合評価の方法」に示した計算によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者は除くものとする。</p> <p>入札執行者は、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。</p>	
総合評価の方法	
技術提案の内容に応じ、加算点を与える。加算点の最高点数は12点とする。	
標準点は100点とする。	
総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。	
評価項目の詳細は技術提案作成要領による。	
技術提案に記載のない場合、また適正と認められない場合は失格とすることがある。	
受注者の責で採用された技術提案のとおりに施工が成されなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。また、引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、工事成績評定の減点を行う。	

契約に関する事項	
<p>落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、本公告に定める入札に参加する者に必要な資格のいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。ただし、落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者が、本公告に定める入札に参加する者に必要な資格のいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成19年11月13日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当し取り消されたとき、又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準(平成20年12月26日施行)第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当し取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。</p>	
<p>低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。 ・土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。 	

特記事項	
開札後に入札参加資格要件の審査における技術資料の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書(参考様式)を併せて提出すること。	

この入札公告における用語の定義

「休日」とは、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日をいう。

「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。

「格付け基準」とは、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準(平成19年11月13日施行)をいう。

「子会社等」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

「親会社等」とは、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

「会社等」とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。

「更生会社」とは、会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。

「監査等委員である取締役」とは、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。

「指名委員会等設置会社の取締役」とは、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。

「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。

「業務を執行しない取締役」とは、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。

「執行役」とは、会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。

「持分会社」とは、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

「持分会社の社員」とは、会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。

「会社等の役員」とは、会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。

「管財人」とは、民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。

「組合等」とは、複数の単体企業により構成される組合等をいう。

「低入札要領」とは、低入札価格調査実施要領【建設工事】(令和元年5月23日制定)をいう。